紀美野町第２回定例会会議録

平成２８年６月７日（火曜日）

○議事日程（第１号）

平成２８年６月７日（火）午前９時００分開議

第　１		会議録署名議員の指名について
第　２		会期の決定について
第　３		諸般の報告について
第　４	議案第４４号	専決処分の承認を求めることについて （紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）
第　５	議案第４５号	専決処分の承認を求めることについて （紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
第　６	議案第４６号	専決処分の承認を求めることについて （平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第５号））
第　７	議案第４７号	紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
第　８	議案第４８号	紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について
第　９	議案第４９号	町有財産の無償貸し付けについて
第１０	議案第５０号	平成２８年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について
第１１	議案第５１号	平成２８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第１２	議案第５２号	平成２８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について
第１３	議案第５３号	平成２８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第１４	議案第５４号	平成２８年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第１５	議案第５５号	平成２８年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について
第１６	議案第５６号	平成２８年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第

１号）について

第１７　議案第５７号　平成２８年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）について

○会議に付した事件

日程第１から日程第１７まで

○議員定数　１２名

○出席議員

議席番号	氏　名
１番	南　昭和君
２番	上柏晥亮君
３番	七良浴　光君
４番	町田富枝子君
５番	田代哲郎君
６番	西口　優君
７番	北道勝彦君
８番	向井中洋二君
９番	伊都堅仁君
１０番	美野勝男君
１１番	美濃良和君
１２番	小椋孝一君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職　名	氏　名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君

教　育　長　橋戸常年君
消　防　長　家本　宏君
総務課長　細峪康則君
企画管財課長　中谷昌弘君
住民課長　増谷守哉君
税務課長　西岡秀育君
保健福祉課長　湯上ひとみ君
産業課長　湯上章夫君
建設課長　井村本彦君
教育次長　前田勇人君
会計管理者　南　秀秋君
水道課長　田中克治君
まちづくり課長　西岡靖倫君
美里支所長　西　敏明君
代表監査委員　向江信夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長　大東淳悟君
書　記　井戸向朋紀君

開　会

○議長（小椋孝一君）　　それでは、規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成２８年第２回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前　９時００分）

○議長（小椋孝一君）　　これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君）　　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、３番、七良浴光君、４番、町田富枝子君を指名します。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（小椋孝一君）　　日程第２、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長　美野勝男君　登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君）　　去る６月２日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から21日までの１５日間とし、再開日は１４日、１７日及び２１日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は６月８日午後３時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を６月９日午前９時３０分から、産業建設常任委員会は６月１０日午前９時３０分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日、本会議終了後に開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を６月１７日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長　美野勝男君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から６月２１日までの１５日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から６月２１日までの１５日間と決定いたしました。

◎日程第３　諸般の報告について

○議長（小椋孝一君）　　日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告について及び財政援助団体等監査に関する報告について等、提出されております。お手元に配付しておりますので、御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長　寺本光嘉君　登壇）

○町長（寺本光嘉君）　　皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には、御多忙中にもかかわりませず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに心より厚くお礼申し上げます。

さて、去る４月１４日に発生いたしました熊本地震から間もなく２カ月となります。この地震によりお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々にも心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

この地震発生直後、紀美野町といたしましても、飲料水などの物資の要請や職員の派遣要請に備え準備を整えてきたところでございます。また、４月２０日からは、町内１１カ所に義援金箱を設置し、５月末現在で６０万円余りの義援金を日本赤十字社を通じて被災地に送金したところでございます。

現在も多くの方々が避難所での生活を余儀なくされておりまして、一日も早くふだんの生活が取り戻せますよう願っているところであります。

また、去る５月２６日、２７日の２日間、伊勢志摩サミットが開催され、２７日にはオバマ大統領が現職のアメリカ大統領として初めて被爆地の広島を訪問され、平和記念公園で核兵器廃絶への決意を述べられたことは、私も深く共感しているところであります。

さて、紀美野町役場におきましては、３月３１日付で１７名の職員が退職いたしました。翌４月１日付で教育委員会内の機構改革を行い、国体推進課を廃止し、総務学事課と生涯学習課を統合し、教育課と教育課内に生涯学習室を設置しています。また、４月１日には８名の新規採用職員を加え、人事異動も行い、平成２８年度の新体制の中でスタートを切ったところでございます。

去る４月３日には永谷地区集会所の竣工式をとり行いました。

また、４月２９日には、４月にしては大変寒い日でありましたが、仁坂県知事、県議会議員を初め多くの町議会議員の皆さんの御参加をいただき、生石高原への登山者の安全を祈願するため山開き式を開催いたしました。

また、５月２１日には、京都において青山椒のトップセールスを行ってまいりました。

また５月２３日には、以前から学生との活発な交流がございました和歌山大学と紀美野町との間で、産業・経済・教育・分科・行政等総括的な分野での地域の振興と活性化に貢献できるよう常に互恵の精神を持って連携を推進すくものとして協定を取り交わしたところでございます。

さて、今期定例会に上程いたしております案件は、議案第４４号から議案第５７号までの１４件であります。専決処分の承認を求める案件が３件、町条例の制定についての案件が１件、町条例の一部改正に係る案件が１件、町有財産の無償貸し付けについての案件が１件、平成２８年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が８件であります。

この後、担当課長より詳しく説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長　寺本光嘉君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　次に、紀美野町土地開発公社の経営状況について報告願い

ます。

企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長　中谷昌弘君　登壇）

○企画管財課長（中谷昌弘君）　　それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を御報告させていただきます。

紺色の背表紙の紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類の表紙をごらんください。

紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

表紙より２枚おめくりいただきまして１ページをごらんください。

平成２７年度紀美野町土地開発公社事業報告書でございます。

１、一般事項の（１）理事会議決事項についての実績報告でございます。平成２７年度では２回の理事会を開催してございます。平成２７年５月２９日の第１回理事会では、平成２６年度決算についての議決をいただいてございます。平成２８年３月２８日の第２回理事会では、平成２８年度当初予算についての議決をいただいてございます。

次に（２）役員に関する事項でございます。まずア、役員の異動に関する事項につきましては、平成２７年３月３１日に３名の理事が辞任され、新たに４月１日並びに５月１４日に合わせて５名の理事が就任されてございます。

次にイ、役員名簿でございます。平成２８年３月３１日現在での役員名簿を掲載してございます。理事長と筆頭理事を含む理事１５名、幹事２名の計１７名の名簿でございます。

次に（３）行政官庁認可等に関する事項について、平成２７年４月１５日並びに６月３日に理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また、６月９日の紀美野町議会第２回定例会におきまして平成２６年度経営状況の報告をさせていただきました。

２ページをお開きください。２、業務でございます。（１）の土地取得状況及び（２）の土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなってございます。

（３）の土地造成事業収益でございますが、実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなってございます。

次、（４）の土地保有状況でございます。公有地取得事業用地につきましてはゼロとなってございます。特定土地等事業用地につきましては１，９６６．５７平方メートル、取得原価５６６万５，８９９円でございます。これにつきましては野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬９９５－１番地に保有している用地でございます。福井樫山団地宅地造成用地２，０６０．８６平方メートル、７，３１０万１，４５３円は、福井字樫山１１１１番地６ほか８筆でございます。以上を合わせまして４，０２７．４３平方メートル、７，８７６万７，３５２円でございます。

次に、３ページをごらんください。損益計算書でございます。１、事業収益及び２、事業原価につきましては、実績がございませんでしたので、事業総利益につきましては０円でございます。

３、販売費及び一般管理費につきましては３７万６，００９円でございます。この内訳につきましては、事務用消耗品３万１，３２０円、光熱水費、福井樫山団地の防犯灯５基の電気代１万４，７２５円、修繕料１万８００円、広告宣伝費、チラシ制作及び新聞折り込み費用１９万９，８００円、委託料、福井樫山団地除草作業委託６万９，３６４円、法人町民税５万円でございます。

次に、４、事業外収益、（１）の受取利息は１，６１６円でございます。この内訳につきましては、普通預金利息３６３円と基本財産５００万円の定期預金利息１，２５３円、合わせた数字でございます。（２）の雑収益はございません。

次に、５、事業外費用でございます。支払利息６，７５０円でございます。長期借入金の利息でございます。（２）雑損失はございません。経常損失３８万１，１４３円でございます。当期純損失につきましては、事業総利益０円から経常損失３８万１，１４３円を差し引いた３８万１，１４３円でございます。

次に、４ページをお開きください。貸借対照表でございます。

資産の部、１、流動資産でございますが、（１）現金及び預金につきましては、６６４万２，１９５円、（２）公有用地はございません。（３）特定土地につきましては５６６万５，８９９円、完成土地につきましては７，３１０万１，４５３円、流動資産合計は８，５４０万９，５４７円でございます。固定資産はございませんでしたので、資産合計８，５４０万９，５４７円でございます。

負債の部、１、流動負債につきましてはございません。２、固定資産でございますが、長期借入金１，５００万円、固定資産合計、負債合計とも同額の１，５００万円でございます。

次に、５ページをお開きください。

資本の部でございます。１、資本金、（１）基本財産５００万円、ながみね農業協同組合において定期預金として保有してございます。

２、準備金につきましては、（１）前期繰越準備金６，５７９万６９０円、（２）当期純損失３８万１，１４３円、準備金合計６，５４０万９，５４７円、資本合計は、資本金と準備金の合計７，０４０万９，５４７円、負債資本合計８，５４０万９，５４７円でございます。

次に、６ページをお開きください。

財産目録でございます。資産の部でございますが、流動資産の合計が８，５４０万９，５４７円、この内訳は、普通預金１６４万２，１９５円、定期預金５００万円、特定土地１，９６６．５７平方メートル、５６６万５，８９９円、完成土地２，０６０．８６平方メートル、７，３１０万１，４５３円でございます。固定資産はございません。資産合計８，５４０万９，５４７円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債の短期借入金はございません。固定負債の長期借入金は１，５００万円で、負債合計は１，５００万円でございます。資産合計から負債合計を差し引いた差引純資産は７，０４０万９，５４７円でございます。

次に、７ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書となってございます。

内容につきましては、Ⅰ、事業活動によるキャッシュ・フロー、その他の業務支出はマイナス３７万６，００９円、小計がマイナス３７万６，００９円となってございます。利息の受取額１，６１６円、利息の支払額マイナス６，７５０円を差し引きまして、事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス３８万１，１４３円でございます。

Ⅲ、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入による収入が１，５００万円、長期借入金の返済による支出が０円ですので、財務活動によるキャッシュ・フローは１，５００万円でございます。

Ⅳ、現金及び現金同等物増加額はマイナス３８万１，１４３円でございます。

Ⅴ、現金及び現金同等物期首残高は７０２万３，３３８円でございます。

Ⅵ、現金及び現金同等物期末残高は６６４万２，１９５円でございます。

続いて、８ページから９ページにかけまして附属明細表として費目別の明細表の一覧を掲載させていただいてございます。内容につきましては、さきの内容と同様となりますので省略させていただきます。また、最後のページに、平成２８年５月２５日に監事による監査を実施していただいた決算監査意見書を添付させていただいてございます。

以上、簡単でございますが、平成２７年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

（企画管財課長　中谷昌弘君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前０９時２５分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前０９時２９分）

○議長（小椋孝一君）　　次に、一般質問の通告は、６月８日午後３時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４　議案第４４号　専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）

◎日程第５　議案第４５号　専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君）　　日程第４、議案第４４号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）及び日程第５、議案第４５号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）一括議題とします。

説明を願います。税務課長、西岡君。

（税務課長　西岡秀育君　登壇）

○税務課長（西岡秀育君）　　それでは、専決処分の説明をさせていただきます。

議案書の１ページをお開きください。

議案第４４号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

２ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成２８年３月３１日　紀美野町長　寺本光嘉

（理由）

平成２８年３月３１日において地方税法等の一部を改正する等の法律が公布され、平成２８年４月１日から施行されること等に伴い、紀美野町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

３ページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例。平成２８年３月３１日。条例第１７号。

第１条紀美野町税条例の一部を次のように改正することにつきましては、関係法令及び地方税法の一部改正に伴うものでございます。

改正内容を簡単に御説明いたします。

第１９条納期限後に納付し、また納入する税金または納入金に係る延滞金、第２号、第３号の第４８条第１項の法人町民税の申告書の括弧の分を削り、第５号、第６号とし、１月と改めるものでございます。

第４３条普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収についてでございます。

第４８条法人町民税の申告納付について、第５０条法人町民税に係る不足額の納付の手続、第９条、第４３条、第４８条、第５０条の改正事項は、地方税法の改正に伴う条文整備で、改正内容を簡単に説明いたしますと、申告した後に減額更正され、その後、増額更正または修正申告があった場合における延滞金の計算期間から一定の期間を控除する計算の改正でございます。

増額更正につきましては、納付より納付すべき税額で増額申告により納付すべき税額

のうち、減額更正前に納付された部分に限り、減額申告により納付すべき税額の納付日から増額更正等までの期間は延滞金を課さないものでございます。ただし、減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合においては、減額更正がされた日から１年を経過する日までの期間は除きます。

６ページをお開きください。

５６条につきましては、地方税法に合わせた改正で、固定資産税の非課税の範囲で、法第３４８条第２項第１６号の固定資産税、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限るを追加されたための条文の整備でございます。

第５９条につきましては、第５６条の法律第３４８条第２項第１６号を追加する条文整備でございます。

附則第６条特定一般薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、平成３０年度から３４年度までに新たな医療費控除の新設がなされます。従来の医療費控除とスイッチＯＴＣ薬控除の選択をすることができる制度であります。

附則第１０条の２第１項から第６項は固定資産税の課税標準額を、第７項は固定資産税額の特例を定めるものでございます。

第１条第１項から第５項は、電気業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備でございます。

第１項の法附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備、太陽光発電設備については、同号に規定する条例に定める割合は３分の２とする。

第２項、法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備、風力発電設備については、同号に規定する条例に定める割合は３分の２とする。

第３項の法附則第１５条第３３項第２号イに規定する設備、水力発電設備については、同号に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

第４項の法附則第１５条第３３項第２号ロに規定する設備、地熱発電設備については、同号に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

第５項の法附則第１５条第３３項第２号ハに規定する設備、バイオマス発電設備については、同号に規定する条例に定める割合は２分の１とする。

第６項の法附則第１５条第４０項に規定するフロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２条第３項第２号に機械、冷蔵または冷凍の機械を有する自動販売機を

除き業務用の機械に限り冷媒としたアンモニア、空気、二酸化炭素、または水のみで使用するもので総務省令で定めたものを条例で定める割合は４分の３とする。

第７項の法附則第１５条の８第４項に規定する高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第１項の登録を受けたサービス、高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものを条例で定める割合は３分の２とする。

同条第１項から第６項までは、新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年度分の固定資産税課税標準額を定めるものです。

第７項につきましては、新たに固定資産税が課されることとなった年度から５年度分の固定資産税の減額特例を定めるものです。

７ページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第２条につきましては、町たばこ税に関する経過措置の条文整備を行う改正です。

８ページをお開きください。

附則。

（施行期日）

第１条、この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条紀美野町税条例第１９条の改正規定並びに同条例第４３条、第４８条及び第５０条の改正規定並びに第２条中紀美野町税条例等の一部を改正する条例、附則第５条第７項の改正規定（「、新条例」を「、紀美野町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第１９条第３号の項中「第４８条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第１項及び第３項の規定は、平成２９年１月１日。

（２）第１条中紀美野町税条例附則第６条の改正規定及び次条第２項の規定は、平成３０年１月１日。

第２条につきましては、町民税に係る経過措置でございます。

第３条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

また、新旧対照表１ページから１８ページを順次ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

１０ページをお開きください。

議案第４５号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

１１ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成２８年３月３１日　紀美野町長　寺本光嘉

（理由）

平成２８年３月３１日において地方税法等の一部を改正する等の法律が公布され、平成２８年４月１日から施行されることに伴い、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

１２ページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成２８年３月３１日。条例第１８号。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。改正内容を簡単に御説明いたします。

第２条第２項ただし書き中、基礎課税限度額につきましては、「５２万円」を「５４万円」に改め、第２条第３項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税限度額につきましては、「１７万円」を「１９万円」に改めるものでございます。

第２３条国民健康保険税の減額につきましては、第２条第２項、第３項の改正に伴うものでございます。

第２３条第２項につきましては、５割軽減の加算額「２６万円」を「２６万５，０００円」に、同条第３号につきましては、２割軽減の加算額「４７万円」を「４８万円」に改めることにより軽減額対象世帯が拡大されるものでございます。

附則。

（施行期日）

第１条、この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

第２条、改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成２８年度以後の年度の国民健康保険税に適用し、平成２７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

新旧対照表の１９ページから２２ページを順次ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

（税務課長　西岡秀育君　降壇）

◎日程第６　議案第４６号　専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第５号））

○議長（小椋孝一君）　日程第６、議案第４６号、専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第５号））を議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長　細峪康則君　登壇）

○総務課長（細峪康則君）　それでは、議案書の１３ページをお開きください。

議案第４６号、専決処分の承認を求めることについて。

平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

次の１４ページをごらんください。

専決処分書。

平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成２８年３月３１日　紀美野町長　寺本光嘉

（理由）

各事業の減額及び総務施設整備事業に伴う地方債の変更に伴い、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

次の１５ページをお開きください。

平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）

平成２７年度紀美野町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，０３０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億６，２８９万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条、地方債の追加及び変更は、「第２表地方債補正」による。

平成２８年３月３１日　紀美野町長　寺本光嘉

それでは、議案書の２１ページをお開きください。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

１５款県支出金、２項４目農林水産業費県補助金で１，０５０万円の減額補正いたしました。これは青年就農給付金事業の給付金を減額したためでございます。

２１款町債、１項１目総務債で２０万円を増額補正いたしました。これは合併特例債３５０万円を減額し、一般補助施設整備等事業債を充てたため３７０万円増額したものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

２２ページをお開きください。

２款総務費、１項６目電子計算費の財源の振りかえでございます。情報セキュリティー強化対策委託料の財源の内訳を一般財源の２０万円を地方債に振りかえたものでございます。

５款農林水産業費、１項３目農業振興費の１９節負担金、補助及び交付金でございまして、青年就農給付金事業給付金１，０５０万円の減額でございます。

７款土木費、３項１目住宅管理費の１３節委託料で耐震診断調査業務委託料３００万円の減額でございます。

１２款諸支出金、１項１目財政調整基金費の２５節積立金でございまして、財政調整基金積立金３２０万円の増額でございます。

恐れ入りますが、１８ページに戻っていただきますようお願いします。

第２表地方債補正でございます。

追加したものにつきましては、教育・福祉施設等整備事業債の総務施設整備事業の限

度額３７０万円でございます。起債の方法は、普通貸借または証券発行。利率につきましては３．５％以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。次に、償還の方法ですが、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるとするものでございます。

変更したものにつきましては、一般単独事業債の限度額を３５０万円減額し、５億９，６１０万円に変更したものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前のものと同じでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第４６号の説明とさせていただきます。

（総務課長　細峪康則君　降壇）

◎日程第７　議案第４７号　紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（小椋孝一君）　日程第７、議案第４７号、紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について議題とします。

説明を願います。企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長　中谷昌弘君　登壇）

○企画管財課長（中谷昌弘君）　それでは、議案書２３ページをお開きください。

議案第４７号、紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について。

紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由につきましては、これまでの総合計画につきましては、地方自治法第２条第４項において、市町村に対して総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけされておりましたが、平成２３年５月２日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定並びに議会の議決を得るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることとなってございます。

しかしながら、総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示す最上位の計画であり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定

義務がなくなりまして、策定すべきと考え、紀美野町におきましては、紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例を新たに定め、これにのっとり基本構想を策定し、議会の議決を経ることといたしたいと考えてございます。

次のページをお開きください。

紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例でございます。

第１条につきましては、条例の趣旨について定めてございます。

第２条につきましては、議決すべき事件について定めてございます。

なお、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

（企画管財課長　中谷昌弘君　降壇）

◎日程第８　議案第４８号　紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君）　日程第８、議案第４８号、紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長　細峪康則君　登壇）

○総務課長（細峪康則君）　それでは、議案書の２５ページをお開きください。

議案第４８号、紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について。

紀美野町防災会議条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由でございますが、当町の防災体制を強化することを目的として、自衛隊の専門的意見及び提案を参考とするため、紀美野町防災会議に陸上自衛隊の自衛官を任命できるよう改正するものでございます。

次の２６ページをごらんください。

紀美野町防災会議条例の一部を次のように改正する。

第３条第５項中第８号を第９号とし、第２号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

第２号、陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例の一部改正の要旨について御説明いたします。

この条例は、防災会議の所掌事務及び組織を定めるものでございまして、第３条第５項には防災会議の委員を規定しております。

近年、自然災害を初めとする大災害の発生時には自衛隊の果たす役割は大変大きなものがございます。この自衛隊の専門的視点から当町の防災体制の脆弱性について意見していただき、防災体制のさらなる強化を図りたいため、防災会議の委員として陸上自衛隊の自衛官を任命できるよう加えるものでございます。

以上、紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

（総務課長　細峪康則君　降壇）

◎日程第９　議案第４９号　町有財産の無償貸し付けについて

○議長（小椋孝一君）　日程第９、議案第４９号、町有財産の無償貸し付けについて議題とします。

説明を願います。企画管財課長、中谷君

（企画管財課長　中谷昌弘君　登壇）

○企画管財課長（中谷昌弘君）　それでは、議案書の２７ページをお開きください。

議案第４９号、町有財産の無償貸し付けについて。

次の用地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

貸付物件につきましては、旧真国小学校の用地及び建物でございます。

用地につきましては、紀美野町真国宮５６番地、５１番地１、５４番地２、５７番地３、合わせて５，６５０平方メートルでございます。

建物等につきましては、校舎、鉄筋コンクリート造２階建、屋内運動場、鉄骨造、プール付属建物、鉄筋コンクリート造、プール、倉庫、鉄骨造、プロパン庫、鉄筋コンクリート造、車庫、鉄骨造、合わせて２，４６９平方メートルでございます。

貸付の相手先につきましては、和歌山県海草郡紀美野町真国宮５６、学校法人りら創造芸術学園理事長　山上範子でございます。

使用の目的につきましては、高等学校の用に供するためでございます。

貸付の期間につきましては、平成２８年９月１日から平成３８年８月３１日までとしてございます。

提案理由につきましては、旧真国小学校の用地及び建物について、町有財産の無償貸付期間満了に伴う更新のためとしてございます。

平成２８年８月３１日に貸し付けの期間が満了することに伴い、平成２８年２月１８日に貸し付けの相手方である学校法人りら創造芸術学園から土地及び建物使用貸借契約の更新に伴う申請書が提出されたことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

（企画管財課長　中谷昌弘君　登壇）

○議長（小椋孝一君）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時０７分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２５分）

◎日程第１０　議案第５０号　平成２８年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君）　　日程第１０、議案第５０号、平成２８年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長　細峪康則君　登壇）

○総務課長（細峪康則君）　　それでは、議案書の２８ページをお開きください。

議案第５０号、平成２８年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）

平成２８年度紀美野町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９４１万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６５億５，４５８万３，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条、地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

議案書の３５ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

１２款分担金及び負担金、１項１目農林水産業費分担金２５万５，０００円の増額補正でございます。小規模土地改良事業の受益者の分担金でございます。

２目土木費分担金４７万５，０００円の増額補正でございます。県営事業の小規模がけ崩れ対策事業の受益者の分担金でございます。

２項２目民生費負担金４万５，０００円の増額補正でございます。毛原保育所の休所に伴い、神野保育所に園児を送迎する乗り物を運行することによる利用者の負担金でございます。

１５款県支出金、２項１目総務費県補助金１５万円の増額補正で、わかやま防災力パワーアップの補助金でございます。

４目農林水産業費県補助金５１万円の増額補正で、小規模土地改良事業の補助金でございます。

３項１目総務費県委託金１９万円の増額補正で、指定統計調査のための委託金でございます。

４目教育費県委託金１３万２，０００円の増額補正で、読書コミュニティ拠点形成を支援する事業の委託金でございます。

１７款寄附金、１項２目ふるさとまちづくり応援寄附金３５万円の増額で寄附をされる方の増加を見込んでおります。

３６ページをお願いします。

１８款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金２，２０７万４，０００円の減額補正でございます。

２０款諸収入、４項１目雑入７０５万円の増額補正でございます。内訳につきましては、まず派遣職員の人件費負担金、人事異動の関係で３６万４，０００円の減額をしております。コミュニティ助成金３５０万円、これにつきましては消防団が購入する救助器具の助成１００万円と、ふれあいマラソン実行委員会が購入するテントの助成２５０万円でございます。光ファイバー設備移転補償費２２１万４，０００円、これは松ケ峯地内におけるトンネル工事による光ケーブル架設変更工事に伴う移転補償費でございます。移住・定住・交流推進支援事業助成金１７０万円、これは民泊受け入れのための講

習会などを実施するための補助金でございます。

２１款町債、１項１目総務債１９０万円の増額補正で、定住補助に係るものでございます。

２目民生債５０万円の増額補正で、地域サロン事業に係るものでございます。

３目衛生債５０万円の減額補正で、住宅用太陽光発電設備設置補助に係るものでございます。

６目土木債１６０万円の増額補正でございます。その内訳として、柴目川災害防止事業を合併特例債から自然災害防止事業債に振りかえたため差し引き１５０万円増え、過疎対策債の町道平中通り２号線で１０万円ふえたためでございます。

７目消防債、増減なしでございます。これにつきましては、高規格救急車購入事業に充てる起債を緊急防災・減災事業債から過疎対策事業債に振りかえるためでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、３８ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出では、それぞれの科目におきまして、２節給料、３節職員手当と４節共済費の補正が計上されておりますが、この人件費関連の補正につきましては、主に４月の人事異動によるものでございますので詳しい説明は省略させていただきます。

それでは、歳出の説明を始めさせていただきます。

１款議会費、１項１目議会費７２０万１，０００円の増額でございます。臨時職員が１名減りましたので賃金を減額してございます。

２款総務費、１項１目一般管理費４，０４５万８，０００円の減額補正で、４月の人事異動に伴うものでございます。

３目会計管理費、時間外勤務手当２２万円を増額補正してございます。

３９ページをお開きください。

４目財産管理費８６万７，０００円の増額補正で、かじか荘の浴室天井の修繕費でございます。

５目企画費１，１３０万７，０００円の増額補正でございます。

８節の報償費の謝礼等１０万５，０００円、１２節役務費の郵便料、ふるさと納税電子決済手数料合わせて９万円、１４節使用料及び賃借料のシステムソフト等使用料４万円につきましては、いずれもふるさと納税の情報サイトを利用し寄附促進を図るための

経費でございます。

３９ページから４０ページにかけまして、６目電子計算費８９４万９，０００円の増額補正でございます。

１３節委託料、紀美野町のウェブサイトを更新するためのソフトウエアや構築作業に要する費用で４６１万２，０００円、源泉徴収事務管理に対応するためのシステム導入として１０４万６，０００円と、その保守点検料５２万５，０００円を計上してございます。

１５節工事請負費２２１万４，０００円、歳入のところでも触れさせていただきましたが、松ケ峯地内におけるトンネル工事による光ケーブルの架設変更工事でございます。

１２目防災諸費１，００４万５，０００円の増額補正でございます。

１５節工事請負費５０万円を増額しております。これは柴目地内に消火栓を設置する工事でございます。

１９節負担金補助及び交付金３０万円、永谷地区の自主防災組織に補助するものでございます。

４０ページから４１ページにかけまして、２款総務費、２項１目税務総務費２７９万円の増額補正で、人事異動に伴うものでございます。

２款総務費、３項１目戸籍住民基本台帳費１１１万１，０００円の増額補正で、人事異動に伴うものでございます。

２款総務費、５項１目指定統計費１９万円の増額補正で、経済センサスに要するものでございます。

次に、４１ページから４２ページにかけまして、３款民生費、１項１目社会福祉総務費８５０万円の減額補正、２目国民年金事務費２３９万６，０００円の減額補正、３目老人福祉費２００万２，０００円の減額補正でいずれも人事異動に伴うものでございます。

１１目国民健康保険事業費６９１万５，０００円の増額補正で、人事異動に伴います国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

４３ページをお開きください。

１２目介護保険事業費２１０万２，０００円の減額補正で、人事異動に伴います介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

１３目後期高齢者医療費１４１万８，０００円の増額補正で、人事異動に伴います後

期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

続きまして、３款民生費、２項１目児童福祉総務費で４２万５，０００円の増額補正でございます。

１３節委託料５万１，０００円は、前向き子育てプログラム開催費の託児業務に要する費用でございます。

４４ページにわたりまして、４目保育所費で２０２万８，０００円の減額補正でございます。４月から毛原保育所を休所としたため多くの節で毛原保育所分を減額しております。ただ、１３節委託料の説明欄で送迎委託料２８１万８，０００円を計上してございます。これは歳入のところでも触れましたが、毛原保育所から神野保育所に園児を安全に送迎する乗り物を確保し運行する経費でございます。

４５ページにわたりまして、４款衛生費、１項１目保健衛生総務費１，００２万１，０００円の減額補正で人事異動に伴うものです。

３目母子衛生費３４万４，０００円の増額補正で、滅菌処理する医療備品オートクレーブを購入するための費用でございます。

４目環境衛生費５６３万５，０００円の減額補正です。

２８節繰出金で美里及び野上簡易水道特別会計繰出金につきましても全て人事異動に伴うものでございます。

７目診療諸費４０７万９，０００円の増額補正で人事異動に伴います国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金でございます。

次に、４６ページにわたりまして、５款農林水産業費、１項１目農業委員会費４７８万７，０００円の増額補正でございます。人事異動に伴うものと集落支援員の賃金、ステップアップ研修に伴う旅費、通行料・駐車場使用料、研修負担金に要する経費でございます。

２目農業総務費１，０８４万３，０００円の増額補正で、４月の人事異動に伴うものがほとんどでございます。

１９節の負担金補助及び交付金で和歌山県棚田等保全連絡協議会の１万円も計上しております。

４７ページをお開きください。

３目農業振興費１７万４，０００円の増額補正で、雨山水辺公園施設の雨漏りの修繕費を計上しております。

６目地籍調査事業費２１７万４，０００円の増額補正で人事異動に伴うもの、７目農業体質強化基盤整備促進事業費の７万６，０００円の増額補正は、職員手当等によるものでありましてそれぞれ人件費の補正でございます。

８目小規模土地改良事業費１７０万１，０００円の増額補正で、１５節梅本地内の水路工事請負費でございます。

４８ページにわたりまして、５款農業水産業費、４項１目山村振興総務費７０５万２，０００円の増額補正でございます。人件費関係の補正と、７節地域おこし協力隊の賃金の２１６万円の減額、１９節負担金、補助及び交付金で移住・定住・交流推進支援事業への補助金１７０万円と、地域おこし協力隊起業支援への補助金１００万円を計上しております。

６款商工費、１項２目観光費１０７万３，０００円の増額補正で、６３万２，０００円の町観光パンフレット増刷のための印刷製本費と山の家おいしへのおいし給水施設ポンプの修繕費４４万１，０００円を計上してございます。

７款土木費、１項１目土木総務費９５万円の増額補正で、奥佐々地内、円明寺地内の小規模がけ崩れ対策事業の負担金を計上してございます。

４９ページにわたりまして、７款土木費、２項２目道路橋りょう新設改良費５８万円の増額補正で、これにつきましても人事異動に伴うものでございます。

７款３項１目住宅管理費７８１万９，０００円の減額補正で、これにつきましても人事異動に伴うものでございます。

５０ページにかけまして、８款消防費、１項１目常備消防費で３０１万円の増額補正でございます。給料、職員手当等の補正でございます。

２目非常備消防費、補正増減はありません。歳入で触れさせていただきました救助器具購入の財源を一般財源からその他のコミュニティ助成金に振りかえたものでございます。

９款教育費、１項２目事務局費２，３２７万１，０００円の減額補正でございます。これは課、室の再編に係る人事異動によるものでございます。

５１ページにわたりまして、９款教育費、２項１目学校管理費２１万５，０００円の人件費の減額補正でございます。

９款４項１目社会教育総務費４２万４，０００円の人件費の増額補正でございます。

２目生涯学習振興費１３万２，０００円の増額補正で、読書コミュニティ拠点形成支

援事業に要する講師謝礼、費用弁償、消耗品、食料費、それから郵便料でございます。

４目人権教育費１７万８，０００円の減額補正で人事異動に伴うものでございます。

５２ページをお開きください。

７目みさと天文台管理運営費２２万２，０００円の人件費の増額補正でございます。

９目文化センター管理運営費９９万６，０００円の増額補正で、職員２名から１名に減ったため臨時職員を１名配置する賃金９３万６，０００円と宝くじ文化講演事業開催時に照明や音響の技術員に支払う報償費６万円を計上してございます。

１１目自然体験世代交流センター管理運営費５５万８，０００円の増額補正で、郷土文化伝承室のエアコンの修繕費でございます。

９款５項１目保健体育総務費２２万１，０００円の減額補正でございます。人事異動に伴う人件費の減額とふれあいマラソン実行委員会へのコミュニティ助成事業のため補助金２５０万円を計上してございます。

５３ページをお開きください。

２目体育施設管理運営費４４６万６，０００円の増額補正でございます。

１１節修繕費６２万１，０００円は、スポーツ公園の遊具の修理に要する費用でございます。

また、１２節役務費２０５万３，０００円と１５節工事請負費につきましては、福井町民運動場を地権者に返還するための舗装工事及び土地登記に係る手数料を計上しているものでございます。

１２款諸支出金、１項１０目ふるさとまちづくり応援基金費３５万円の増額補正で基金に積み立てるものでございます。

次の５４ページの平成２７年度繰越明許費繰越計算書につきましては、御高覧いただきたく存じます。

恐れ入りますが、議案書の３２ページにお戻りください。

第２表地方債補正でございます。

追加するものは、過疎対策事業債の消防施設整備事業で限度額は３，９６０万円でございます。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率につきましては、３．６％以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるとするものでございます。

変更するものにつきましては、一般単独事業債で限度額を３，８１０万円減額の２億５０万円に、過疎対策事業債で限度額を２００万円増額の３億３７０万円にしてございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、議案第５０号、平成２８年度紀美野町一般会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

（総務課長　細峪康則君　降壇）

◎日程第１１　議案第５１号　平成２８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

◎日程第１２　議案第５２号　平成２８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

◎日程第１３　議案第５３号　平成２８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君）　日程第１１、議案第５１号、平成２８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、日程第１２、議案第５２号、平成２８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について及び日程第１３、議案第５３号、平成２８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について一括議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

（住民課長　増谷守哉君　登壇）

○住民課長（増谷守哉君）　それでは、議案書の５６ページをごらんいただきたいと思います。

議案第５１号、平成２８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８７４万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億８，８７１万１，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

６１ページをお願いします。

歳入でございます。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目財政調整交付金１２９万２，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出の８款１項１目の特定健康診査等事業費の増額補正をお願いしてございますが、特定健康診査の受診率を向上させるための対策事業費に係る１２９万２，０００円を計上してございます。この事業費の全額が国から特別調整交付金として交付されるものでございます。

次、その下、２目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金５４万円の増額補正でございます。これにつきましては歳出で増額補正をお願いしてございます国保の電算システム改修に係る委託料５４万円全額が国から補助金として交付されるものでございます。

次、その下、９款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金６９１万５，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、４月の人事異動に伴います人件費の増額分を一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、次のページの６２ページをごらんください。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費７４５万５，０００円の増額補正でございます。これにつきましては４月の人事異動に伴います当特別会計の担当の職員枠が１名増員となったため、給料で３８４万４，０００円、職員手当で２０９万３，０００円、共済費で９７万８，０００円それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

また、１３節委託料で電算システム改修委託料５４万円の増額補正でございます。これにつきましては平成３０年度より国保の運営主体を都道府県に移管することとなることから、平成２９年に試験的に実施する納付金試算のセットアップデータを作成するためのシステムの整理を行うものでございます。

次、８款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費で補正額１２９万２，０００円の増額補正でございます。これにつきましては平成２４年度から特定健康診査の受診率を向上させるための対策事業を実施しているところでございますが、本年度につきましても引き続きこの対策事業を実施すべく必要な予算の補正をお願いするものでございます。

この内訳といたしましては、７節賃金で７１万３，０００円、これにつきましては当事業に従事する人事雇用の保健師の賃金で延べ７５日を予定しているところです。

次、１１節燃料費８，０００円、公用車の燃料費でございます。

１２節役務費で郵便料１６万４，０００円、未受診受診者対策のためのパンフレット送付等の郵送費でございます。２，０００通程度予定してございます。

１３節委託料、受診勧奨内容等企画作成業務委託料４０万７，０００円、これにつきましてはパンフレットの企画及び作成、または送付事務に係る事業を印刷会社等へ外注するための委託料でございます。

以上、２８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の６４ページをお願いします。

議案第５２号、平成２８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４０７万９，０００円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ８，３８６万３，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

６９ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

４款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金４０７万９，０００円の増額補正でございます。これにつきましては歳出における職員の人件費の増額分を一般会計より繰り

入れるものでございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費４０７万９，０００円の増額でございます。これにつきましては４月の人事異動に伴い担当職員がかわったことによるものでございます。

２節で給料において１８３万８，０００円、３節職員手当で１６５万２，０００円でございます。４節共済費で５８万９，０００円、それぞれ増額となるものでございます。

以上、平成２８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

次、７２ページをごらんいただきたいと思います。

議案第５３号、平成２８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４１万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億３，６８０万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

議案書の７７ページをごらんください。

歳入でございます。

３款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金において１４１万８，０００円の増額でございます。これにつきましては歳出における職員の人件費の増額分を一般会計より繰り入れるものでございます。

次の７８ページをお願いします。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１４１万８，０００円の増額でございます。これにつきましては４月の人事異動に伴い担当職員がかわったということで補正をお願いするものでございます。給料において１４万１，０００円、職員手当で１１２万６，０００円、共済費で１５万１，０００円、それぞれ増額となるものでございます。

以上、平成２８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

（住民課長　増谷守哉君　降壇）

◎日程第１４　議案第５４号　平成２８年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君）　日程第１４、議案第５４号、平成２８年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長　湯上ひとみ君　登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君）　それでは、説明させていただきます。

議案書８０ページをお開きください。

議案第５４号、平成２８年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２１０万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億７，３２４万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

それでは、議案書８５ページをお開きください。

歳入でございます。

６款繰入金、１項一般会計繰入金、４目事務費繰入金でございます。２１０万２，０００円の減額補正でございます。これにつきましては４月の職員の人事異動に伴うものでございます。

続きまして、８６ページの歳出をごらんください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の２１０万２，０００円の減額補正でございます。これも本年４月の人事異動に伴う職員配置替えによります給料、職員手当、共済費の減額に伴うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

（保健福祉課長　湯上ひとみ君　降壇）

◎日程第１５　議案第５５号　平成２８年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

◎日程第１６　議案第５６号　平成２８年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について

◎日程第１７　議案第５７号　平成２８年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君）　日程第１５、議案第５５号、平成２８年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について、日程第１６、議案第５６号、平成２８年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について及び日程第１７、議案第５７号、平成２８年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）について一括議題とします。

説明を願います。水道課長、田中君。

（水道課長　田中克治君　登壇）

○水道課長（田中克治君）　議案書の８８ページをお開きください。

議案第５５号、平成２８年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３８３万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，２９１万９，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

補正内容ついて御説明いたします。

異動に伴う職員の給料、職員手当等共済費の減額を補正でお願いするものでございます。

恐れ入ります。９３ページをお願いします。

歳入でございます。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金３８３万９，０００円の減額計上です。人事異

動に伴う職員の給料、職員手当等共済費の変動による減額分３８３万９，０００円を補正でお願いするものでございます。補正後の繰入金額は１，７３９万３，０００円となります。

次に、９４ページをお開き願います。

歳出でございます。

１款衛生費、１項１目一般管理費、２節の給料減額１７８万円、３節職員手当等で減額１５０万４，０００円、４節共済費減額５５万５，０００円の合計３８３万９，０００円の減額計上でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の９６ページをお開き願います。

議案第５６号、平成２８年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２８年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７１４万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５４８万５，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

それでは、補正内容について御説明いたします。

異動に伴う職員の給料等の補正をお願いするものでございます。

１０１ページをお開き願います。

歳入でございます。

４款繰入金、１項１目一般会計繰入金７１４万７，０００円の増額計上です。補正後の額は３，８７１万円となります。

続きまして、１０２ページをお願いします。

歳出でございます。

１款衛生費、１項１目一般管理費７１４万７，０００円の増額計上です。

１節の給料３１１万７，０００円、３節職員手当等で３１３万８，０００円、４節共済費８９万２，０００円の合計７１４万７，０００円でございます。補正後の額は５，１９

７万８，０００円となります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の１０４ページをお開き願います。

議案第５７号、平成２８年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条、平成２８年度紀美野町上水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第２条、平成２８年度紀美野町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第１款水道事業費用１億６２６万４，０００円、補正額０円、計１億６２６万４，０００円、第１項営業費用９，３４７万９，０００円、補正額４３万９，０００円、計９，３９１万８，０００円、第３項予備費２８０万円補正予定、減額４３万９，０００円、計２３６万１，０００円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条、予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。

（１）職員給与費２，９０４万９，０００円、補正予定額４３万９，０００円、計２，９４８万８，０００円。

平成２８年６月７日提出　紀美野町長　寺本光嘉

１０６ページをお開きください。

平成２８年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

１款水道事業費用、１項営業費用、既決予定額９，３４７万９，０００円を４３万９，０００円増額し、９，３９１万８，０００円。

３項予備費、既決予定額２８０万円を４３万９，０００円減額し、２３６万１，０００円とするものでございます。人事に伴う職員の手当等の増額を補正でお願いするものでございます。

続きまして、１０７ページをお開きください。

平成２８年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これにつきましては、今回の補正に対する人件費のみの支出に対するキャッシュの増減をフローで示すもので４３万９，０００円の支出増のみを示すものでございます。

続きまして、１０８ページから１０９ページに予定貸借対照表を載せてございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（水道課長　田中克治君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散　会

○議長（小椋孝一君）　　本日はこれで散会します。

（午前１１時１７分）